

広島県県営住宅管理等審議会の審議結果について

1 要旨・目的

市町が導入した「パートナーシップ宣誓制度」への県の対応方針を踏まえ、県営住宅へのパートナーシップ宣誓者の入居の取り扱いについて、知事からの諮問内容を調査審議した広島県県営住宅管理等審議会（以下「審議会」という。）の審議結果を報告する。

2 現状・背景

パートナーシップ宣誓者の入居の取り扱いについては、県営住宅の管理に関する重要事項の入居資格等であるため、審議会で調査審議した。

3 審議会の概要

(1) 実施主体

広島県土木建築局住宅課

(2) 実施日時

令和3年8月10日（火） 13時30分から14時36分

(3) 場 所

県庁北館2階 第2会議室

(4) 実施内容

ア 議事事項

パートナーシップ宣誓者の県営住宅への入居の取り扱い

イ 審議結果

パートナーシップ宣誓者は広島県県営住宅設置、整備及び管理条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として取扱うことは適当である旨の答申を得た。

ウ 委員からの主な意見

- ・ 入居を希望する方に、入居しようとする県営住宅が立地する市町が発行するパートナーシップ証明等が必要であることを、誤解がないよう周知すること。
- ・ 制度を導入した市町との連携を行い、混乱なく円滑に事務を進めること。
- ・ パートナーシップ宣誓制度は市町の独自制度であり、法的効力がないことから、不正利用されないよう対策を検討し、適切に対応すること。
- ・ パートナーシップ宣誓者の入居に係る事務処理に遺漏のないよう、指定管理者に徹底すること。

4 今後の対応

10月募集からの運用開始（予定）に向けて具体的な事務手続きを進める。

参 考

広島県県営住宅管理等審議会出席委員名簿

[敬称略, 順不同]

区 分	ふり 氏が な名	職 名	備 考
会 長	はやし やすふみ 林 康文	(公社) 広島県建築士会副会長	学識経験者
副会長	やすい ひろのり 安井 裕典	広島県議会議員	学識経験者
委 員	ほった ちかおみ 堀田 親臣	広島大学大学院人間社会科学研究科教授	学識経験者
	にしだ ゆうそう 西田 祐三	海田町長	学識経験者
	たぶさ あけみ 田房 明美	広島県地域女性団体連絡協議会副会長	公益代表
	かたおか みちこ 片岡 路子	広島県生活協同組合連合会理事	公益代表
	たわら なおこ 俵 尚子	広島県民生委員児童委員協議会副会長	公益代表
	おの ようこ 小野 容子	(社福) 広島県社会福祉協議会総務企画課長	公益代表
	うえだ たかひろ 上田 隆博	広島県都市建築技術審議官	県